

人間文化研究機構機構会議規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第3号
平成21年2月9日改正
平成21年9月9日改正
平成28年4月1日改正
令和2年6月22日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構(以下「機構」という。)に置かれる機構会議の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 機構会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事
- (3) 機構の大学共同利用機関(以下「機関」という。)の長 6名

(任務)

第3条 機構会議は、機構の業務運営に関する重要事項について協議調整を行う。

(議長)

第4条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、機構会議を招集し主宰する。

(開催)

第5条 機構会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、臨時に機構会議を開催することができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事)

第7条 機構会議に幹事を置き、事務局長を充てる。

(庶務)

第8条 機構会議の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行し、令和2年6月1日から適用する。